

重種馬生産技術指導奨励金交付規程

公益社団法人 日本馬事協会

(目 的)

第1条 重種馬生産技術指導奨励金交付規程は、公益社団法人日本馬事協会（以下「馬事協会」という。）が、重種馬の生産振興を図るため、地方競馬全国協会の畜産振興事業補助実施要綱に定めるI馬の改良増殖推進事業(4)重種馬の繁殖奨励④生産技術指導に係る重種馬の生産技術指導（以下「指導事業」という。）を行う者（以下「事業実施主体」という。）に対し予算の範囲内で指導奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて定める。

(指導事業の要件等)

第2条 指導事業の要件、事業実施主体、指導事業の対象及び奨励金の額等は別表のとおりとする。

(指導事業の実施期間)

第3条 指導事業は、令和3年度から5年間以内とし、事業の実施期間は、当該年の4月から翌年の3月までの間とする。

(奨励金の交付の申請)

第4条 指導事業を行おうとする者は、別紙様式第1号による選定申請書を馬事協会が定める期日までに馬事協会に提出するものとする。ただし、やむを得ない事由によるものであって、馬事協会が特に認める場合にあつては、この限りでない。

(奨励金の交付決定及び通知)

第5条 馬事協会は、前条の規定により選定申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し適当であると認めたときは、指導事業として選定のうえ奨励金の交付決定を行い、事業実施主体にその内容を通知するものとする。ただし、馬事協会が必要があると認めた場合には、事業内容に修正を加え、又はその内容に条件を付すことがある。

(奨励金の交付決定の変更等)

第6条 事業実施主体は、奨励金の交付決定後に生じたやむを得ない事情により、事業計画を著しく変更しようとするときは、別紙様式第2号による変更承認申請書をあらかじめ馬事協会に提出するものとする。

- 2 馬事協会は、前項の規定による申請書の提出があった場合、その内容を審査し、奨励金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容を変更することがある。
- 3 馬事協会は、前項の規定による取り消し又は変更を行ったときは、その内容を事業実施主体に通知するものとする。

(事情変更による奨励金の交付決定の取消し等)

第7条 事業実施主体は、奨励金の交付決定後生じた天災地変等の事情の変更により特別な必要が生じたときは、別紙様式第3号による事情変更報告書を馬事協会に提出するものとする。

- 2 馬事協会は、前項の規定による報告書の提出があった場合、その内容を審査し、奨励金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付決定の内容を変更することがある。ただし、指導事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 3 馬事協会は、前項の規定による取り消し又は変更を行ったときは、その内容を事業実施主体に通知するものとする。

(指導事業の完了報告)

第8条 事業実施主体は、指導事業が完了したときは、別紙様式第4号による完了報告書を速やかに馬事協会に提出しなければならない。

(奨励金の確定の通知)

第9条 馬事協会は、前条の規定による完了報告書の提出をうけた場合には、その内容を審査し、奨励金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。

(奨励金の交付の方法)

第10条 奨励金の交付は、千円未満を切り捨て、精算払いの方法による。ただし、馬事協会が特に必要と認めた場合には、概算払いをすることがある。

(奨励金の交付決定の取消し)

第11条 馬事協会は、事業実施主体が奨励金を他の用途に使用した場合、奨励金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件に合わなくなった場合、及びその他この規程の規定に違反した場合には、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- 2 前項の規定は、すでに交付すべき奨励金の額の確定があった後においても適用する。
- 3 馬事協会は、第1項の規定により奨励金の交付決定の取り消しをしたときは、事業実施主体にその内容を通知するものとする。

(業務検査)

第12条 馬事協会は、必要があると認めるときは、事業実施主体に対して指導事業の内容、奨励金の使用状況を検査することができる。

2 前項の規定による検査及び地方競馬全国協会が行う馬事協会の監査に関連し、事業実施主体の指導事業の内容や奨励金の使用状況の監査が行われる場合は、これを拒んではならない。

(書類の経由)

第13条 馬事協会に提出する書類は、都道府県主務課を経由して行うものとする。

(書類の保管)

第14条 事業実施主体は、指導事業に係わる経理等関係書類を、指導事業を実施した年度の次年度から起算して5年間整理保管しなければならない。

(その他)

第15条 この規程に定めなき事項は、必要に応じて別に定める。

付 則

この規程は、令和3年5月12日から実施し、令和3年4月1日から適用する。

別表

指導事業の要件	事業実施主体	指導事業の対象	奨励金の額	備考
1 都道府県の馬産振興計画に記載された地域で実施するものであること。	重種馬の生産振興を図るために組織された団体 農業協同組合 農業協同組合連合会	(1) 生産技術指導費	定額 1名1日5,000円以内で実勤務日数を乗じた額とし、1指導地区あたり700,000円以内とする。	原則として指導地区ごとに交付するものとし、北海道にあっては振興局単位、それ以外にあっては、都府県単位を1指導地区とする。ただし、地方競馬全国協会が特に認めた都府県については、この限りではない。
2 次の事業を実施するものであること。 (1) 飼養者を対象に技術者等が巡回して生産技術の指導を行う事業 (2) 技術者を対象とする講習会を開催する事業 (3) 飼養者を対象とする講習会を開催する事業		(2) 技術者講習会開催費 会議費 会場借上料 講師旅費 講師謝金 講義用資料作成費 講義用家畜借上料	定額 300,000円以内	技術者講習会の内容は次のとおりとする。 ① 馬の飼養管理技術に関すること ② 馬の繁殖技術に関すること ③ 馬の特徴記載法・審査法に関すること ④ 家畜のふん尿処理利用に関すること ⑤ 馬産の経営に関すること ⑥ 馬の先進地の事例に関すること
		(3) 飼養者講習会開催費 会議費 会場借上料 講師旅費 講師謝金 講義用資料作成費 講義用家畜借上料	定額 300,000円以内	飼養者講習会の内容は次のとおりとする。 ① 馬の飼養管理技術に関すること ② 馬の繁殖技術に関すること ③ 家畜のふん尿処理利用に関すること ④ 馬産の経営に関すること

(注1) 飼養者とは、重種馬を飼養する者をいう。

(注2) 技術者とは、獣医師及び馬の人工授精師をいう。

(注3) 会議費は事前打合せのためのものとし、講習会に係る会議費は対象としない。

(注4) 講義用資料作成費は、実際に要したコピー代(資料枚数に受講者数を乗じたもの)も対象とする。

(注5) 消耗品費及び通信運搬費は、対象としない。

様式第 1 号

重種馬生産技術指導事業選定申請書

令和 年 月 日

公益社団法人 日本馬事協会 会長 殿

所在地
名称
代表者氏名

令和 年度において重種馬生産技術指導事業を実施したいので、重種馬生産技術指導事業奨励金交付規程第 4 条の規定により指導事業の選定の申請をいたします。

なお、奨励金の交付の決定のうえは、同規程の各規定及び特に付した条件に従って指導事業を実施することを誓約します。

記

1. 事業実施主体の内容

- (1) 設立年月日 年 月 日
(2) 組合又は会の区域
(3) 組合又は会員数 名 (令和 年 月 日現在)

2. 指導事業を必要とする理由

3. 指導事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	指導事業に 要する経費	奨励金・補助金・寄附金			自己資金
		馬事協会	道県	市町村	
(1)技術指導費	円	円	円	円	円
(2)技術者講習会開催費					
(3)飼養者講習会開催費					
計					

4. 事業実施場所

5. 指導事業の完了期日 令和 年 月 日

6. 指導事業に関連する事業の実施計画

(1) 生産技術指導の実施

地区名	市町村名	飼養頭数			技術指導者氏名	備考
		種雄馬	種雌馬			
			種付頭数	分娩頭数		
		頭	頭	頭		
計						

(注) 飼養頭数欄は、当該事業年末の予定頭数を記載すること。

(2) 技術者講習会の開催

地区名	市町村名	開催期日	参集人員	備考
			人	
計				

(注) 備考欄に受講対象者を記載すること。

(3) 飼養者講習会の開催

地区名	市町村名	開催期日	参集人員	備考
			人	
計				

(注) 備考欄に受講対象者を記載すること。

7. 指導事業の内容及び所要経費

(1) 生産技術指導費

(単位：人・日・円・円)

地区名	技術指導員数	指導期間	延べ指導日数	単価	金額	備考
		～				
		～				
		～				
		～				

(2) 技術者講習会開催費

地区名	費目	単価	金額	備考
	会議費			
	会場借上料			
	講師旅費			
	講師謝金			
	講義用資料作成費			
	講義用家畜借上料			
計		——		

(3) 飼養者講習会開催費

地区名	費目	単価	金額	備考
	会議費			
	会場借上料			
	講師旅費			
	講師謝金			
	講義用資料作成費			
	講義用家畜借上料			
計		——		

8. 奨励金振込先予定金融機関

金融機関名

支店名

口座の種類

口座番号

口座名義

ふりがな

様式第2号

重種馬生産技術指導事業変更承認申請書

令和 年 月 日

公益社団法人 日本馬事協会 会長 殿

所 在 称
名 称
代表者氏名

令和 年 月 日付け 公日馬第 号をもって奨励金交付決定通知のありました重種馬生産技術指導事業について、下記のとおり事業の内容を変更したいので 承認されたく、重種馬生産技術指導事業奨励金交付規程第6条の規定により申請します。

記

1. 指導事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	指導事業に 要する経費	奨励金・補助金・寄附金			自己資金
		馬事協会	道県	市町村	
(1)技術指導費	円	円	円	円	円
(2)技術者講習会開催費					
(3)飼養者講習会開催費					
計					

2. 変更理由

3. 変更内容

4. その他必要書類

様式第3号

重種馬生産技術指導事業事情変更報告書

令和 年 月 日

公益社団法人 日本馬事協会 会長 殿

所 在 称
名 称
代表者氏名

令和 年 月 日付け 公日馬第 号をもって奨励金交付決定通知のありました重種馬生産技術指導事業について、下記のとおり事情変更がありましたので、重種馬生産技術指導事業奨励金交付規程第7条の規定により報告します。

記

1. 指導事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	指導事業に 要する経費	奨励金・補助金・寄附金			自己資金
		馬事協会	道県	市町村	
(1)技術指導費	円	円	円	円	円
(2)技術者講習会開催費					
(3)飼養者講習会開催費					
計					

2. 事情変更が生じた理由

3. 事情変更までの事業の遂行状況等

4. 事情変更に伴う今後の希望事項

5. 奨励金振込先予定金融機関

金融機関名
支店名
口座の種類
口座番号
口座名義
ふりがな

様式第4号

重種馬生産技術指導事業完了報告書

令和 年 月 日

公益社団法人 日本馬事協会 会長 殿

所 在 称
名 称
代表者氏名

令和 年 月 日付け 公日馬第 号による奨励金の交付決定通知（令和 年 月日付け 公日馬第 号による変更承認通知）重種馬生産技術指導事業について下記のとおり事業を完了しましたので、重種馬生産技術指導事業第8条の規定により報告します。
なお、併せて精算額 千円の交付を請求いたします。

記

1. 指導事業に要した経費の配分及び負担区分

区分	指導事業に 要する経費	奨励金・補助金・寄附金			自己資金
		馬事協会	道県	市町村	
(1)技術指導費	円	円	円	円	円
(2)技術者講習会開催費					
(3)飼養者講習会開催費					
計					

2. 事業実施場所

3. 指導事業を完了した期日 令和 年 月 日

4. 指導事業に関連する事業の実施状況

(1) 生産技術指導の実施

地区名	市町村名	飼養頭数			技術指導者氏名	備考
		種雄馬	種雌馬			
			種付頭数	分娩頭数		
		頭	頭	頭		
計						

(注) 飼養頭数欄は、当該事業年末の予定頭数を記載すること。

(2) 技術者講習会の開催

地区名	市町村名	開催期日	参集人員	備考
			人	
計				

(注) 備考欄に受講対象者を記載すること。

(3) 飼養者講習会の開催

地区名	市町村名	開催期日	参集人員	備考
			人	
計				

(注) 備考欄に受講対象者を記載すること。

5. 指導事業の内容及び所要経費

(1) 生産技術指導費

(単位：人・日・円・円)

地区名	技術指導員数	指導期間	延べ指導日数	単価	金額	備考
		～				
		～				
		～				
		～				

(2) 技術者講習会開催費

地区名	費目	単価	金額	備考
	会議費			
	会場借上料			
	講師旅費			
	講師謝金			
	講義用資料作成費			
	講義用家畜借上料			
計		——		

(3) 飼養者講習会開催費

地区名	費目	単価	金額	備考
	会議費			
	会場借上料			
	講師旅費			
	講師謝金			
	講義用資料作成費			
	講義用家畜借上料			
計		——		

6. 添付書類

(1) 生産技術指導実績

(巡回指導者氏名、巡回指導年月日、飼養者住所・氏名、頭数が明らかなもの)

(2) 講習会の内容が明らかとなる書類(講習会の概要、配布資料、参加者名簿)

* 技術者講習会にあっては、参加者が有する資格(獣医師、馬の人工授精師)を記載すること。

(3) 費用の支出が明らかとなる書類(請求書、領収書、納品書)

7. 奨励金振込先予定金融機関

金融機関名

支店名

口座の種類

口座番号

口座名義

ふりがな